

スーパーマーケット、コンビニエンスストア に関する規制について

1. 営業許可について

● 重複が多い業態

- ・ スーパーマーケット：食肉販売業、乳類販売業、魚介類販売業、飲食店営業、菓子製造業
- ・ コンビニエンスストア：飲食店営業、食肉販売業、乳類販売業、魚介類販売業、菓子製造業

2. 規格基準について

● 食品一般の保存基準

- 1 飲食の用に供する氷雪以外の氷雪を直接接触させることにより食品を保存する場合

● 保存基準がある食品

- ・ 清涼飲料水
- ・ コップ販売式自動販売機に収める粉末清涼飲料
- ・ 食鳥卵（鶏の液卵に限る。）
- ・ 血液、血球及び血漿
- ・ 鯨肉製品
- ・ ゆでだこ
- ・ ゆでがに
- ・ 生食用鮮魚介類
- ・ 生食用かき
- ・ 魚肉練り製品
- ・ 即席めん類
- ・ 食肉及び鯨肉
- ・ 食肉製品
- ・ 生食用食肉
- ・ 豆腐
- ・ 冷凍食品
- ・ 氷菓
- ・ 牛乳
- ・ 特別牛乳
- ・ 殺菌山羊乳
- ・ 成分調整牛乳
- ・ 低脂肪牛乳
- ・ 無脂肪牛乳
- ・ 加工乳
- ・ クリーム
- ・ 濃縮乳
- ・ 脱脂濃縮乳
- ・ 調整液状乳
- ・ 乳飲料